

「国家神道」の確立時期については、明治三十三年（一九〇〇）、つまり世紀転換期における内務省神社局の特立とする見方が多く、このことは最近の昭和戦前期とその前後の時期に関する「国家神道」研究においても同様だが、そこでは「国家神道」は「下からの」運動として捉えられている。こうした「国家神道」の確立を二十世紀以降に「下から」起こったものとする見方については、二十世紀以前からの「国家神道」の連続性はあるのか（あるいはないのか）という、幕末維新期から昭和の終戦までの近代を通じた「国家神道」の全体像に不明瞭な部分も出てくるため、前世紀までの「国家神道」との関連性、さらには近代を通じた「国家神道」の全体像における具体的な連続性（非連続性）の検証が課題として提起できる。

そこで、この課題を今後考えていく上でテーマとなり得る概念・事柄として、まず「国家神道」成立の根本理念の一つである神社非宗教がある。昭和戦前期とそれ以降の時期における神社非宗教（神社非宗教論）に関する研究はまだ多くないものの着実に進展してきており、今後の研究の蓄積により、同時期の神社非宗教（論）の類型化や、ひいては各時期における神社非宗教（論）の政治的・社会的な機能について体系化され、「国家神道」の全体像にかかわる検証にもつながっていくと考える。

また、神社非宗教の分析を通じては、近代における神社の宗教面についても合わせて検証されていくことになる。殊に昭和戦前期は、「神社問題」に代表される、神社の宗教・非宗教をめぐる問題が顕在化した時期に当たり、同時期は特に国民の神社に対する宗教的な崇敬・信仰が問題の焦点の一つとなった。

昭和戦前期とその前後の時期に関する「国民」に着目した最近の「国家神道」研究の動向を見るに、今後も様々な研究分野・視点から「国民」運動・活動としての研究が進められていくと考えるが、このような中で、国民による神社への崇敬・信仰をめぐることは、神社の宗教・非宗教をめぐる問題の根幹にかかわる事柄でもあり、今後検証されていくべきテーマの一つに挙げることができる。近代における神社、殊に近代に創建された官社クラスの神社に対する国民の神社崇敬・信仰に基づく活動に着目した近年の研究として、山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）が、「国民」が主体となった創建運動の過程を提示している。こうした近代以降の、かつ規模も全国的な神社への創建運動をはじめとする「国民的」な神社活動からは、民俗学的な民間信仰論とは異なる（あるいは共通する）、神社崇敬・信仰論が見出されよう。

神社対宗教問題に関する一考察

—— 神社参拝の公共性と宗教性 ——

藤田 大誠

近代の「神社対宗教問題」（神社問題）とは、河野省三（当時、國學院大學名誉教授）の「神社対宗教問題の考察」（『神道学』第十一号、昭和三十一年）に拠れば、「神社崇敬を宗教として見るのが適当かといふ問題」であり、「更にそのやうな神社の性格を我が国の行政上、一般の若しくは特殊な宗教として取り扱ふのがよいか、それとも宗教を離れた一種の国事或は公共的（国家的、社会的）儀礼として取り扱ふのが適切であるか

どうかと云ふ問題」であった。当該問題においては、真宗やキリスト教の関係者らによって、政府が行政上の建前としてきた「神社非宗教論」の矛盾性・欺瞞性が厳しく追及され、「国家の宗祀」かつ「非宗教」(道徳的)であるべき神社から一切の「宗教色」を取り除くように政府に迫り、各地の神社の「宗教的行為」を厳しく非難する運動が展開されたのである。

しかし、国民の希望による「公共性」が集約された神社として創建された、明治天皇・昭憲皇太后を祀る極めて新しい「モダン」な形式の明治神宮において大勢の参拝者が押し寄せ、「宗教性」溢れる参拝がなされていたということは、国民・大衆にとって「神社」とは、「神社対宗教」という二者択一では到底割り切れない〈空間〉であったことを意味する。つまり、政府と真宗・キリスト教関係者のどちらの主張も、国民・大衆の支持を広く得ていたとは到底いえないのである。然らば、その間にあって、神社界に近い人々の「神社対宗教問題」における論じ方はどうであったのか、ということをも、「神社参拝(神社崇敬)」の公共性と宗教性に焦点を当てて聊か検討するのが本発表の目的である。

近年、畔上直樹は、「神社参拝」に係わる「強制」や「社会的抑圧性」を齎した大きな原因を、「国民的宗教」的な神社観を形成してゆく神社界の議論(積極的神社非宗教論の戦略的な「偽装性」)に求めている(『村の鎮守』と戦前日本——「国家神道」の地域社会史」有志舎、平成二十一年)。しかし、神社界では、明治末期から大正期にかけて、すでに有賀長雄の「国教としての神道」論に注目し議論を重ねていたことから分か

るように、明治二十年代以来の「祖先神祕」「世俗的」神観から脱却しようとしつつあった。大正期以降、昭和初年における「神社対宗教問題」をめぐる議論において、神社界では、神社に「宗教的要素」が含まれるという認識で共通しており、その上で、自分たちの国家的公共的な「神社」理解に沿わせつつ、政府の「神社非宗教論」を受容していたのである。

また、神社界の人々がそれぞれ戦略的な配置を認識しつつ、あたかも一枚岩であったかのような捉え方は、聊か穿った見方であろう(最大の課題であった神祇特別官衙設置運動でさえ、その議論の仕方について足並みが揃っていた訳ではない)。その実態認識は共通していても、それぞれの「語り方」にヴァリエーションや相違があってもおかしくはない。この神社界における「語り方」としての「神社非宗教」と「神社宗教」の互換性は、決して戦略的な「偽装性」を帯びたものではなく、明治末期から勃発した「神社対宗教問題」、即ち、個人の内面を特に重視する真宗教徒やキリスト教徒、さらには宗教学者らによって「神社」の現状批判の道具として持ち出されてきた、〈肯定的概念〉としての「宗教」なる言葉の一般的流布を梃子にした、神社界による素直なカウンターの表現と見るべきである。言い換えれば、従来「宗教」概念を用いなくとも説明出来ていたはずの「神社」でさえ、「宗教」なる言葉を介さなければ、その「本質論」を語ることが出来なくなっていたのである。真宗・キリスト教勢力や政府の如き「宗教/非宗教」という二者択一ではなく、神社の国家性・公共性の重視は保持しつつも「宗教—非宗教」という振り幅で捉える曖昧かつ柔軟な見方は、

結果的に国民・大衆の感覚とそう隔たりは無かったのではなかろうか。

無格社整理と神祇院

藤本 頼生

「国家神道」研究の上において「ファシズム期」と時代区分される時期の神祇政策の象徴として、よく引き合いに出されるものに、内務省の外局にあたる神祇院がある。

神祇院は、昭和十五年十一月八日に出された勅令第七三六号、神祇院官制の第一條では、「神祇院ハ内務大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル」とされ、その管掌事務は、「一 神宮ニ関スル事項、二 官国幣社以下神社ニ関スル事項、三 神宮及神職ニ関スル事項、四 敬神思想ノ普及ニ関スル」の四事項とされた。このわずか五年余の神祇院時代の諸政策を含め、当該行政機関の概説・概要を述べたものとしては、戦前期の小室徳『神道復興史』をはじめ、戦後、村上重良や西田広義、赤澤史朗、阪本是丸、櫻井治男らの業績があり、近年では、藤田大誠の論考も挙げられる。昭和初期の神社行政の上で象徴的な事象でもある神祇院についての研究は、今後、比較的論考の少ない大正後期から昭和初期の神道史研究やいわゆる「ファシズム期」の神社や神職のあり様を窺う上でも必須となるものと考ええる。

こうした先行研究に対して、近年、歴史学の立場から畔上直樹が『「村の鎮守」と戦前日本』の書において、明治末年から大正初期に行われた神社整理施策についての考察に加え、赤澤

史朗の先行研究を受けて大正末期から昭和初期の神社行政についての明確化と地域神社と神職の社会活動についての考察を行い、大正末期以降、昭和初期の神道史研究の進展の必要性を述べている。畔上は、赤澤の用いた「日本ファシズム」、あるいは畔上の「超國家主義Ⅱ宗教ファシズム」といった観点から近代の神社・神道と国家との関わりを論じようとする作業を試みようとしており、こうした研究の動向とも相俟って、最近では、阪本是丸が「日本ファシズム」と神社・神道に関する素描」の論考にて「国家神道」研究のみならず、近代日本とはなにか、戦後日本との連続性、不連続性、あるいは近現代の神社神道と社会、国家との関わりを論じ、当該時期の分析を試みている。

しかしながら、昭和初期の神道史の動向の上でまさに象徴的事象ともいえる神祇院に関する研究は、神祇院自体がわずか五年しか存続しなかった行政官庁でもあったため、従前の研究では、その設立にかかわる問題、つまり神祇官興復運動や神社法の制定という神祇特別官衙設置や神祇法制に関する問題、あるいは官制の神社制度調査会での論議という神祇院設置に関わる前提問題、経緯についての考察が主であったこともあって、具体的な神祇院時代の行政施策の内容についてこれを検討したものは殆どなかった。

そこで、本発表では、神祇院でなされようとした行政施策のなかで、特立時に新たに設けられた事務分掌である敬神思想の普及以外に明治末から大正初年に実施された神社整理施策とも関連する「無格社の整理」施策があることから、当時の担当者